

公益社団法人埼玉県臨床検査技師会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人埼玉県臨床検査技師会(以下「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を埼玉県さいたま市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、衛生思想の普及及び啓発並びに地域保健事業を推進するとともに、臨床衛生検査技術の向上並びに臨床検査技師及び衛生検査技師の資質の高揚を図り、地域保健医療の向上及び県民の健康の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 衛生思想の普及及び啓発に関する事業
 - (2) 地方公共団体等が主催する地域保健事業の推進に関する事業
 - (3) 臨床衛生検査に関する調査、研究開発及び情報の提供に関する事業
 - (4) 臨床検査技師及び衛生検査技師の教育その他資質の向上に関する事業
 - (5) 機関誌の発行
 - (6) 埼玉県医学検査学会の開催
 - (7) 日本臨床衛生検査技師会から委託される公益事業
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的達成に必要な事業
- 2 前項の事業については、埼玉県内で行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 本会の会員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 正会員 埼玉県内に勤務し、又は住所を有する臨床検査技師及び衛生検査技師であって、本会の目的に賛同して入会したもの。
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同して入会した団体又は個人。
- (3) 名誉会員 正会員のうち本会に功労があった者であって、理事会の推薦に基づき総会で承認を得たもの。

2 前項の正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(入会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、本会所定の入会申込書を会長

に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金)

第7条 正会員として入会しようとするものは、総会で別に定める入会金を納入しなければならない。

(会費)

第8条 正会員及び賛助会員は、毎年、総会で別に定める額の会費を納入しなければならない。

2 名誉会員は、会費を納入することを要しない。

(退会)

第9条 会員は、退会の意思を文書で会長に届けることにより、任意にいつでも退会することができる。

2 会員が死亡し、又は会員である法人等が解散したときは、退会したものとみなす。

(除名)

第10条 正会員又は賛助会員が次の各号の一に該当する場合、及び名誉会員が第2号に該当する場合は、総会において、総正会員の3分の2以上の同意を得てその会員を除名することができる。

(1) 会費を1年以上納入しないとき。

(2) 本会の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに、当該会員に除名の議決を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が9条及び10条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

- (3) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及び財産目録の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第 14 条 総会は、定時会員総会及び臨時会員総会の 2 種とする。

2 定時会員総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

3 前項の定時会員総会をもって、法人法上の定時社員総会とする。

4 臨時会員総会は、必要がある場合に開催する。

5 総会を招集するには、会議の目的である事項、日時及び場所その他法令で定める事項を記載した書面による通知を、開催日の 2 週間前までに会員に発しなければならない。

（招集）

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

（議長）

第 16 条 総会の議長は、当該総会において出席した正会員の中から選任する。

（議決権）

第 17 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

（決議）

第 18 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数の同意をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際して、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権の行使)

第 19 条 正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決し、又は他の構成員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合において、前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第 20 条 総会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び出席した正会員の中から総会において選出された議事録署名人 2 名以上が記名押印する。

第 5 章 役員等

(役員 の 設置)

第 21 条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1 名

(2) 副会長 3 名以内

(3) 常務理事 1 名から 8 名

(4) 理事 (会長、副会長及び常務理事を含む。) 17 名以上 22 名以内

(5) 監事 2 名

2 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び常務理事をもって法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員 の 選任)

第 22 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 本会の理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が理事総数 (現在数) の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

4 本会の監事には、本会の理事 (親族その他特殊な関係がある者を含む) 及び本会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊な関係があってはならない。

5 他の同一の団体 (公益法人を除く。) の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数 (現在数) の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事 の 職務及び権限)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、副会長及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を執行する。

3 会長、副会長及び常務理事は、3 ヶ月に 1 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 25 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事及び監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 26 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第 27 条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給の基準については、理事会の決議により別に定める。

(顧問)

第 28 条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、1 名以上 5 名以内とし、本会の理事及び監事の経験者又は学識経験者から選任する。

3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問は、会長の諮問に応え、理事会に出席し意見を述べるることができる。

5 顧問は、無報酬とする。

6 顧問には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給の基準については、理事会の決議により別に定める。

第 6 章 理事会

(構成)

第 29 条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(職務)

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第 31 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第 32 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が議長を務める。

(決議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 35 条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費及び入会金
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(事業年度)

第 36 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 37 条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供する。

(事業報告及び決算)

第 38 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書

類についてはその内容を報告し、第3号、第4号及び第6号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第39条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項4号の書類に記載する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第42条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益法人認定法」という。)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第43条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 本会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第10章 委員会

(委員会)

第45条 本会の事業を推進するために必要があるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会は、総会、理事会、その他の権限を冒すものではないものとする。

3 委員会の構成及び任務に関しては別に定める。

4 委員会の委員は、理事会において選任及び解任する。

5 委員会の議事の運営の細則は、理事会において定める。

第11章 事務局

(事務局)

第46条 本会の事務を処理するために、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長その他、所要の職員を置く。

3 事務局長は理事会の議決を経て会長が任免し、その他職員は会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 補則

(委任)

第47条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 本会の最初の会長は、次に掲げる者とする。

砂川 進

3 本会の最初の理事の任期は、整備法 第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から1年以内に修了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。